

国の動向

『生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律』について

■はじめに

令和6年4月24日、「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」が公布されました。この法律によって一部改正される法律は「生活困窮者自立支援法」「生活保護法」「社会福祉法」の三法となります。改正施行期日は一部の例外事項を除き令和7年4月1日となっています。

こちらの三法は平成30年にも一部が同時改正されています。その際には、生活困窮者等の一層の自立の促進を図ることを趣旨として、「生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化」「生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援」「児童扶養手当の支払い回数の見直し」「医療扶助における後発医薬品原則化」といった措置が講じられました。

今回の改正も生活困窮者等の自立の更なる促進を図ることを趣旨としており、そのために様々な措置を講ずることとしています。措置は大きく3種類に大別され、内容は「居住支援の強化」「子どもの貧困への対応」「支援関係機関の連携強化」となっています。

本号では福祉医療施設協議会の立場から「支援関係機関の連携強化」に焦点を当て、具体的な内容について紹介をします。

■支援関係機関の連携強化 4つの目指す姿

厚生労働省は、支援関係機関の連携強化措置を講ずることにより「生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の全国的な実施の推進」「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携等」「相談支援の強化」「医療扶助の適正実施等」という4つの姿を目指すこととしました。以下、その姿を目指すに至った背景と改正内容を紹介していきます。

■目指す姿①「生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の全国的な実施の推進」

生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善事業を実施している自治体は平成30年時点ではそれぞれ50%以下であったのに対し、平成30年度の法改正で両事業の実施が努力義務化されたことにより、令和5年時点で両事業ともに80%を超えるまでになりました。しかし人員不足や事業ニーズの少なさといった理由から実施に至っていない自治体があります。

生活困窮状態からの脱出のためには収入・支出両面から生活を安定させることが必要不可欠で

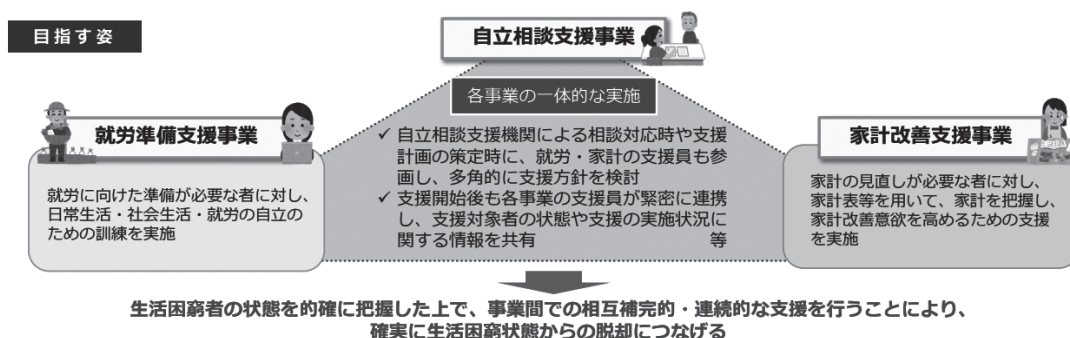
あるため、両事業の全国的な実施を推進させ、それと同時に地域資源を有効活用し事業の質の向上を図る必要がありました。

今回の改正により両事業の実施が全国的に行われることで自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善事業の実施が一体的となり、確実に生活困窮からの脱却へ繋がることが期待されます。

改正内容

1. 生活困窮者家計改善支援事業の国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げること。(生活困窮者自立支援法)
2. 都道府県等は生活困窮者自立相談事業等を行うにあたっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第42条各号に掲げる業務及び児童福祉法に規定する児童育成支援拠点事業との連携を図るよう努めるものとする。(生活困窮者自立支援法)
3. 厚生労働大臣は、生活困窮者自立支援事業、生活困窮者家計改善支援事業、生活困窮者居住支援事業の全国的な実施及び支援の質の向上を図る観点から、これらの事業の実施に必要な体制の整備に関する指針を公表するものとする。(生活困窮者自立支援法)

図1



■ 目指す姿②「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携等」

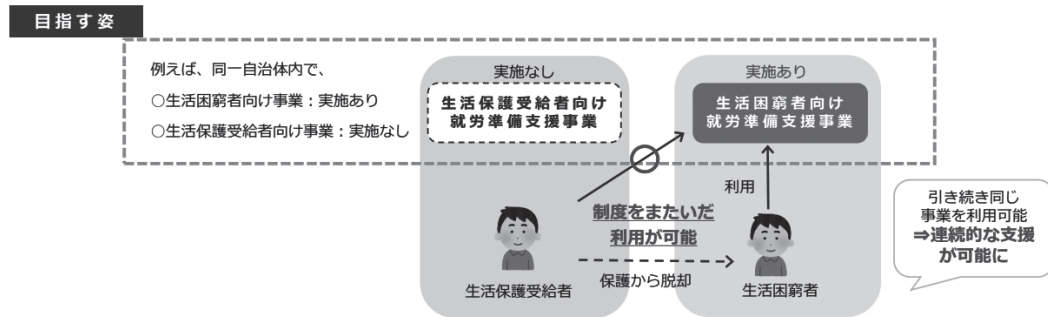
生活保護制度における被保護者向けの就労準備支援事業及び家計改善支援事業は、現在、予算事業のため実施していない自治体が多くあります。令和3年度時点での実施率は就労準備支援事業が全体の約36%、家計改善支援事業が全体の約9%にとどまっています。現行制度では生活保護受給者は生活困窮者自立支援事業の対象となっていないため、自治体が生活保護受給者向けの事業を行っていない場合、生活保護受給者は就労準備支援事業等を利用することができません。

今回の改正により今まで予算事業であった生活保護受給者向けの就労支援事業、家計改善事業が任意事業化され実施自治体が増加することや生活困窮者自立支援制度の一部事業の対象に生活保護受給者を追加することで、両制度をまたいだ支援の継続性・一貫性が確保されることが期待されます。

改正内容

1. 保護の実施機関は雇用による就業が著しく困難な被保護者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う「被保護者就労準備支援事業」を実施することができるものとする。こと。（生活保護法）
2. 保護の実施機関は、被保護者に対し、収入、支出その他の家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援する「被保護者家計改善支援事業」を実施することができるものとする。こと。（生活保護法）
3. 生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者居住支援事業の一部の事業の対象に生活保護法に規定する特定被保護者（将来保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる被保護者）を追加すること。（生活困窮者自立支援法）

図2



■ 目指す姿③「相談支援の強化」

平成30年の生活困窮者自立支援法改正において、都道府県等は、生活困窮者の自立支援を図るための情報交換を行うとともに生活困窮者が地域において日常生活および社会生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行う支援会議を組織することができるものとされました。

また社会福祉法においては、市町村は重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活、社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行う支援会議を組織することができることとされました。

しかし、生活保護法ではこれらと同様の会議体の設置についての規定がありません。

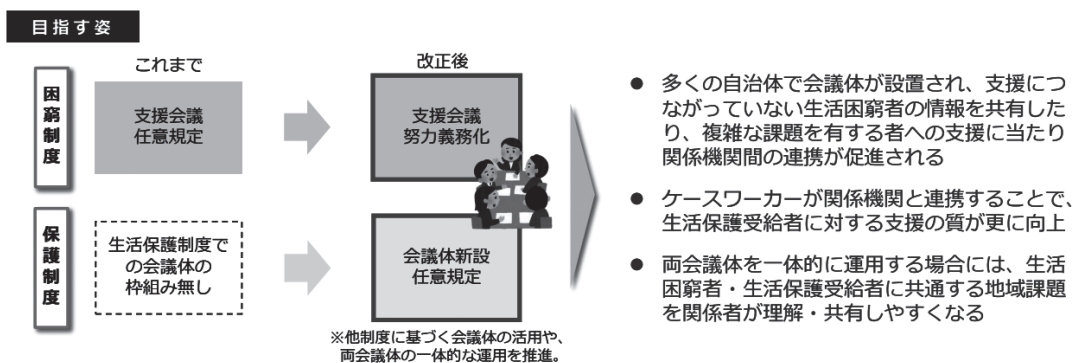
また生活困窮者自立支援法に規定する支援会議においても、令和4年度末時点で設置済の自治体は全体の約4割にとどまっています。

今回の改正で生活保護法における会議体の創設、生活困窮者自立支援法における会議体設置を努力義務化することで多くの自治体に会議体が設置されること、生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法それぞれの支援会議の連携を努力義務とすることで複雑な課題を有する者への支援の促進が期待されます。

改正内容

1. 都道府県等は支援会議を組織するように努めるものとするとともに、支援会議は、生活保護法に規定する調整会議又は社会福祉法に規定する支援会議と相互に連携を図るように努めるものとする。こと。（生活困窮者自立支援法）
2. 保護の実施機関は、被保護者に対する支援に関する業務を行う関係機関、保護の実施機関から被保護者就労支援事業等の委託を受けた者、当該支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の被保護者に対する支援に関係する者として保護の実施機関が認めたものにより構成される調整会議を組織することができるものとする。（生活保護法）
3. 調整会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。こと。（生活保護法）

図3



■目指す姿④「医療扶助の適正実施等」

令和3年1月、各自治体が地域の被保護者の医療情報等のデータを分析して課題を把握し、被保護者への健診・医療機関受診勧奨、保健指導・生活支援、頻回受診指導を実施する「被保護者健康管理支援事業」が自治体の必須事業として施行となりました。

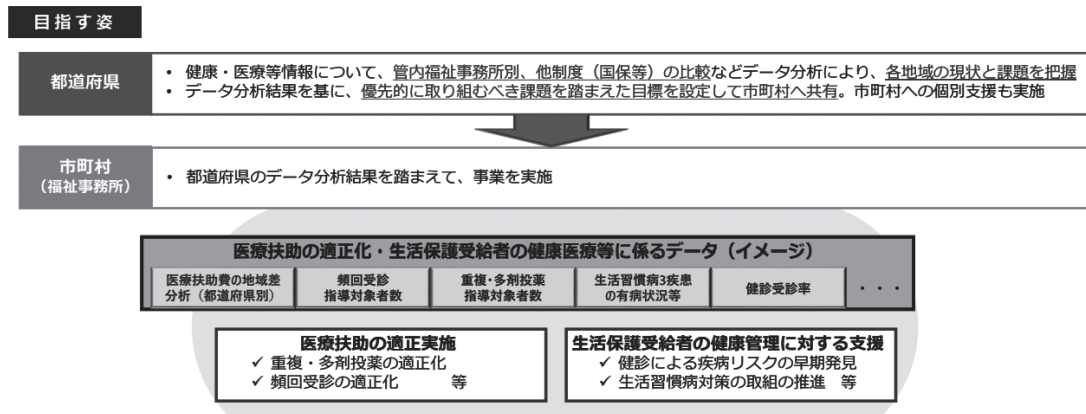
生活保護法上、都道府県知事は市町村長に対して保護の実施等に必要な助言その他の援助を行うことができることとなっていますが、今まで広域的な観点からの支援があまりされていませんでした。

今回の改正により都道府県から広域的な観点から市町村に対して取り組み目標の設定・評価やデータ分析等に係る必要な助言その他の援助が行われることで、市町村がデータを活用して頻回受診対策や多剤投薬対策等、被保護者に対する医療扶助の適正化を推進することが期待されます。

改正内容

1. 都道府県知事は、市町村長が行う医療扶助及び被保護者健康管理支援事業について、市町村の区域を超えた広域的な見地から調査等を行い、市町村長に対し、医療扶助の適正な実施及び被保護者健康管理支援事業の効果的かつ効率的な実施に関する技術的事項について、当該調査等に基づく情報の提供その他必要な援助を行うよう努めるものとする。こと。（生活保護法）

図4



■その他の措置について

他の大別された2種類の措置の一つ「居住支援の強化」では、コロナ禍以降の住宅確保給付金の新規支給決定件数の増加に鑑みた住宅確保給付金の対象者の拡大や、切れ目の無い居住支援体制の構築をするための重層的支援体制整備事業実施においての関係機関との連携の努力義務化といった内容が盛り込まれています。

また、もう一つの「子どもの貧困への対応」では、平成30年度の生活保護法改正により創設された「進学準備給付金」の名称を「進学・就職準備給付金」に改め、給付の対象者に進学のみならず就職希望者も追加するといったことや、生活保護受給中の子育て世帯に対して訪問等の方法で教育や就労に関する相談に応じ、並びに関係機関との連絡調整を行う「子どもの進路選択支援事業」を任意事業として法定化するといった内容が盛り込まれています。

■まとめ

今回の改正により、新たな会議体の設置や関係機関との連携の努力義務化、実施率の低い事業の努力義務化等が規定されました。これにより生活困窮者自立支援事業等の更なる拡充が期待されます。

生活困窮者や生活保護受給者の自立支援を行うに当たり、医療の課題が上げられるケースが多くあります。そのため「医療」と「福祉」双方のノウハウを持つ福祉医療施設は、支援関係機関としてとても重要な役割を担うこととなります。

会員施設の皆さんにおかれましては、地域の自立相談支援機関とより一層の連携・協働をはかり、支援に取り組んでいただくことを期待しております。